

していとくていそうだんしえんじぎょうしよおよ していしやうがいじそうだんしえんじぎょうしよ
指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所

そうだんしえんせんたー とうこうえん
相談支援センター 東幸園

じゅうようじこうせつめいしよ
重要事項説明書

ほんじゅうようじこうせつめいしよ とうじぎょうしよ していけいかくそうだんしえん さーびす およ
本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービス及び
していしやうがいじそうだんしえん さーびす
指定障害児相談支援サービス（以下「指定相談支援」という。）に關す
りようけいやく ていけつ きぼう かた たい しゃかいふくしほうだい じょう もと
る利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づ
き、じぎょうしよ がいよう ていきやう そうだんしえん ないよう けいやくじやう ちゅうい
事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意ください
きたいことを説明するものです。

しゃかいふくしほうじん とうこうかい
社会福祉法人 東幸会

そうだんしえんせんたー とうこうえん
相談支援センター 東幸園

〒031-0833

あおもりけんはちのへしおおあざおおくぼあざおいたい ばんち
青森県八戸市大字大久保字生平44番地77

でんわ だい
電話（代）0178-35-2002

ふあつくす
FAX 0178-35-2003

とうじぎょうしよ していとくていそうだんしえんじぎょうしよ およ していしやうがいじそうだんじぎょうしよ してい
当事業所は指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談事業者の指定を受け
ています。

はちのへししていとくていそうだんしえんじぎょう だい とう
（八戸市指定特定相談支援事業 第0230300287号）

はちのへししていしやうがいじそうだんしえんじぎょう だい とう
（八戸市指定障害児相談支援事業 第0270300122号）

1. 事業者

名称	社会福祉法人 東幸会
所在地	〒031-0833 青森県八戸市大字大久保字生平44番地77
電話番号	0178-35-2002
代表者氏名	理事長 伊藤 友子
設立年月	平成6年3月3日

2. 事業所の概要

事業所の種類	①指定特定相談支援事業 ・平成26年4月1日指定第0230300287号 ②指定障害児相談支援事業 ・平成26年4月1日指定第0270300122号
事業の目的	障害福祉サービス又は障害児通所支援を必要とする利用者に対し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律」(以下「障害者総合支援法」)及び「児童福祉法」に基づく障害児・者に対する基本相談、指定相談支援を行う。また、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画(以下「利用計画」という。)(障害者総合支援法による福祉サービス・児童福祉法による福祉サービス等の調整、総合的な支援方針、週間予定等)を作成し、利用者が可能な限り自立した日常生活が営まれるように支援する。
事業所の名称	相談支援センター 東幸園
事業所の所在地	〒031-0833 青森県八戸市大字大久保字生平44番地77
電話番号	0178-35-2002
FAX番号	0178-35-2003
管理者氏名	(職名) センター長 晴山 久寿 (相談支援専門員兼務)
事業所の運営方針について	①利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、地域における指定障害福祉サービス、施設障害福祉サービス及び指定障害児通所支援(以下「指定障害福祉サービス等」という。)並びに適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という)が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。 ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供さ

	<p>れる福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業及び障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。</p> <p>③市町村、障害福祉サービス事業及び障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。</p> <p>④障害者総合支援法及び関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
開設年月	平成26年4月1日
事業所が行なっている他の業務	その他無し。

3. 事業実施地域

八戸市及び三戸郡の全域

4. 営業日等

営業日	月曜日～金曜日 ○休日（土・日・祝日及び12月29日～1月3日）
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 ○電話は、24時間365日受付しています。
サービス提供時間帯	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者（相談支援専門員兼務）	1名	0名	1名	1名	事業所の運営管理
相談支援専門員	1名	0名	1名	1名	基本相談、指定相談支援

当事業所では、利用者に対して指定相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合は、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	<p>職員の管理、指定相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。</p>
相談支援専門員	<p>地域、施設等の利用者等からの日常生活全般に関する相談及び利用計画の作成に関する次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①アセスメントを実施する。 ②利用計画を作成する。 ③利用計画を利用者等に交付する。 ④モニタリングを実施する。 ⑤利用者等からの依頼により、利用者が居宅や施設で安心して生活できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行う。又、居宅での生活に移行できるよう必要な援助を行う。 ⑥その他必要な相談及び援助。

7. 当事業所が提供する指定相談支援と利用料金

(1) 指定相談支援の内容

①利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して利用計画を作成します。

<利用計画の作成の流れ>

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者総合支援法に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案（以下「利用計画案」という。）を作成します。

⑤④で作成した利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費又は障害児通所給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者又は指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を集めた会議の開催等により当該利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員は利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②利用計画作成後の便宜の供与

- ・ 利用計画作成後、利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③利用計画の変更

利用者が利用計画の変更を希望した場合、または事業者が利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をいたします。

(2) 利用料金

①サービス利用料金

指定相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の額を受領（法定代理受領）する場合は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をお支払いいただきます。この場合、当該費用に係る領収証を支払った利用者等に対し交付します。

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所の指定相談支援を利用される場合は、指定相談支援の提供に際し、公共交通機関等を利用した場合は、その実費をいただきます。また、事業所の自動車を使用したときは、次の額を徴収します。

(1) 1 k m あたり15円

③利用料金のお支払い方法

前記①②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払
 イ. 下記指定口座への振り込み
 銀行名：青森銀行
 支店名：岬白銀出張所
 口座種別：普通預金
 口座番号：104049
 口座名義：社会福祉法人 東幸会 東幸園 園長 伊藤 孝典

8. 指定相談支援の利用に関する留意事項

(1) 指定相談支援の提供を行う相談支援専門員

指定相談支援の提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して指定相談支援利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談係等に遠慮なく相談ください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令（及び社会福祉法人東幸会東幸園個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定相談支援を提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) 利用計画案及び利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

閲覧・複写の受付	午前8：30～午後5：30
----------	---------------

10. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：エース損害保険株式会社

保険名：知的障害施設総合賠償保険

補償の概要：基本補償（事業者賠償責任）

11. 緊急時及び事故発生時等における対応方法

指定相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

また、指定相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとします。

12. 非常災害対策

事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設け非常災害に対する具体的計画に沿って非常災害時に対応します。

また、非常災害時に関係機関への通報及び連絡を行い、それらを定期的に従業員に周知し、防災訓練を実施します。

（非常用設備）

- ①自動火災報知器②誘導灯③ガス漏れ報知器④非常用電源⑤スプリンクラー設置
- ⑥防火扉⑦初期消火放水ホース⑧非常用通報装置⑨消火器

13. 身体拘束の禁止

事業所は、指定相談支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

14. 虐待防止のための措置

事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を利用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を実施します。

15. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

指定相談支援に対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

*併設施設 障害者支援施設 東幸園と連携しています。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞

〔職名〕①相談支援センター東幸園 センター長 舘山 久寿

②障害者支援施設 東幸園 支援課長 瀧川 昇

○受付時間 月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：30

＜苦情解決責任者＞ 〔職名〕①相談支援センター 東幸園 センター長 舘山 久寿

②障害者支援施設 東幸園 園長 伊藤 孝典

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見等をいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員＞

名前	連絡先
えぬびーおーほうじん 八 ネット 福祉オンブズマン	所在地：八戸市田面木外久保32-12 電話番号：0178-34-3686

(3) 行政機関その他苦情受付機関

八戸市福祉事務 所障がい福祉課	所在地：八戸市内丸1丁目1-1 電話番号：0178-43-2111 FAX：0178-22-4810 受付日・時間：月曜日～金曜日 午前8:15～午後5:00
青森県運営適正化委員会 (福祉サービス相談 センター)	所在地：青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ2階 電話番号：017-731-3039 FAX：017-731-3098 受付日・時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00
えぬびーおーほうじん 八 ネット 福祉オンブズマン	所在地：八戸市田面木外久保32-12 電話番号：0178-34-3686 受付日・時間：随時（月1回来園）
支給決定自治体担当課	受給者証記載の自治体担当課

